

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	永田豊志
【住所又は本店所在地】	東京都新宿区四谷三栄町
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年12月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ショーケース
証券コード	3909
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	永田豊志
住所又は本店所在地	東京都新宿区四谷三栄町
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ショーケース 執行役員CFO 平野井順一
電話番号	03-6866-8555

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年11月1日
訂正箇所	<p>表紙 提出書類 （訂正前）変更報告書 （訂正後）変更報告書No.2</p> <p>第2 提出に関する事項 （4）上記提出者の保有株券等の内訳 株券等保有割合 （訂正前） 発行済株式等総数（株・口） 6,782,800 （令和2年11月27日現在） 上記提出者の株券等保有割合（%）17,71 （訂正後） 発行済株式等総数（株・口） 6,776,800 （平成30年11月1日現在） 上記提出者の株券等保有割合（%）17,73</p> <p>（6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約 （訂正前） 2020年11月27日付けで、提出者保有の普通株式80,000株に関して、対象会社取締役、監査役及び執行役員（従業員）が譲受人となる譲渡予約権契約を締結した。当該契約上、当該権利は、契約書締結日2020年11月27日から2025年11月26日（満期日）までの間に金融商品取引所における対象会社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価格（1株あたり758円）に40%を乗じた価格を下回った場合、予約権者は残存するすべての当該オプションを行使価格に100%を乗じた価格で2025年11月26日（満期日）までに行使しなければならないとされている。但し、次に挙げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>（a）対象会社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 （b）対象会社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかった事が判明した場合 （c）対象会社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本契約締結日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 （d）その他、対象会社が予約権者の信頼を著しく害するとの客観的に認められる行為をなした場合 （行使可能期間は2020年11月27日から2025年11月26日まで。行使価格は1株あたり758円。） （訂正後） 削除</p>